

宇治市学校給食センター整備事業

実施方針

令和5年5月

宇治市

— 目 次 —

1. 実施方針の位置付け	1
2. 用語の定義	1
3. 事業内容に関する事項	1
3.1. 事業名称	1
3.2. 事業場所	1
3.3. 事業の目的	1
3.4. 本件施設整備の考え方・基本方針	2
3.4.1. 基本の考え方	2
3.4.2. 基本方針	2
3.5. 事業方式	4
3.6. 事業スケジュール及び業務範囲	4
3.6.1. 事業スケジュール	4
3.6.2. 業務範囲	4
3.7. 支払条件	5
3.8. 法令等の遵守	5
3.9. 個人情報保護	5
4. 事業者の募集及び選定	6
4.1. 事業者の募集及び選定方法	6
4.2. 事業者の募集及び選定の手順	6
4.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	6
4.2.2. 募集及び選定の手続き等	6
4.2.3. 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答	7
4.2.4. 募集要項等の公表以降の手続き	7
4.3. 応募者が備えるべき参加資格要件	7
4.3.1. 応募者の構成等	7
4.3.2. 構成企業の個別参加資格要件	8
4.3.3. 構成企業の制限	10
4.3.4. 地域経済への配慮	11
4.3.5. 参加資格の確認	11
4.4. 審査及び選定に関する事項	12
4.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	12
4.4.2. 審査の方法	12
5. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
5.1. 責任分担に関する基本的な考え方	13

5.2. 予想されるリスクと責任分担	13
5.3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	15
6. その他事業の実施に関し必要な事項.....	16
6.1. 議会の議決.....	16
6.2. 情報公開及び情報提供	16
6.3. 本事業において使用する言語等.....	16
6.4. 応募に伴う費用負担	16
6.5. 実施方針に関する問合せ先	16

1. 実施方針の位置付け

宇治市（以下「市」という。）は、設計・施工一括発注によるDB（Design Build）方式を採用して、民間の技術能力を効果的に活用し、宇治市学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施することを予定している。

本実施方針の公表は、募集要項等の公表に先立って、事業内容等を具体的に示すことで、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の事業参入のための検討を容易にするとともに、本実施方針に対する意見等を聴取することで、より実効性の高い事業実施条件を検討するために行うものである。

2. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する宇治市学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、附帯施設、造成擁壁、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

ウ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、児童・生徒・教職員が使用する備品をいう。

エ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

3. 事業内容に関する事項

3.1. 事業名称

宇治市学校給食センター整備事業

3.2. 事業場所

京都府宇治市五ヶ庄三番割

3.3. 事業の目的

市は、令和元年8月に宇治市中学校給食検討委員会より、「宇治市の中学校給食は給食センター方式による実施が望ましい」とする「宇治市立中学校における給食の検討について」を受け、市の望ましい中学校給食の実施に向けた基本的な方向性を示す「宇治市中学校給食基本構想」を令和2年3月に策定した。

また、令和4年8月には、これまで自校調理方式で給食を提供してきた小学校についても、市内の児童・生徒数の減少傾向が続くと見込まれることや各小学校の給食室の老朽化がすすんでいる状況等を踏まえて、本件施設を活用することとした「今後の小学校給食の提供方式の方針について」を定め、これらの経緯を踏まえ、本件施設の整備に必要となる基本的な事項をとりまとめた「宇治市学校給食センター基本計画」を令和5年3月に策定した。

本事業は、「宇治市学校給食センター基本計画」において整備することとした本件施設について、設計・施工一括発注方式（DB方式）により民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウを活用し、早期の整備をめざすとともに、高い衛生水準を確保し、省エネルギーや食をめぐる環境の変化にも対応する施設整備を実現することを目的とする。

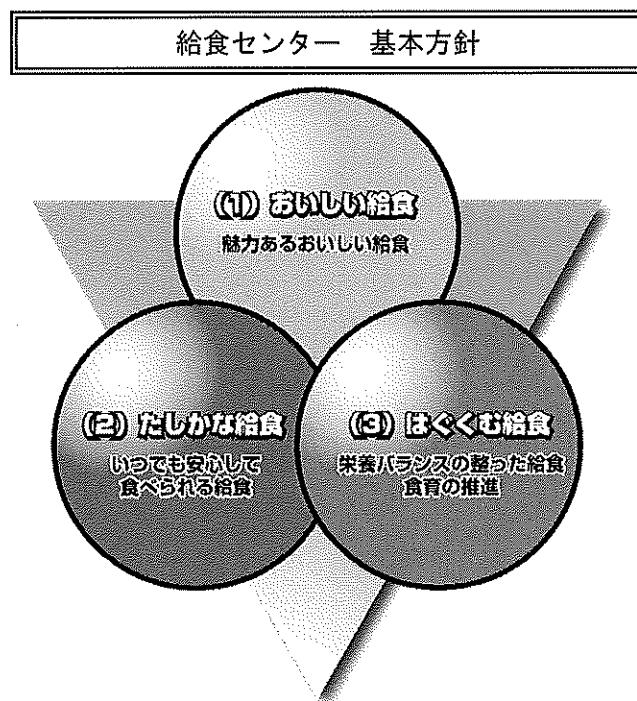
3.4. 本件施設整備の考え方・基本方針

3.4.1. 基本の考え方

学校給食は、極めて高度な衛生管理が求められることから、本件施設の整備にあたっては、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、HACCPの考えを取り入れ、食品の流れと人の流れ（動線計画）について明確かつ厳密に計画する。

3.4.2. 基本方針

本件施設整備の基本方針は、以下とおりとする。



(1) 【おいしい給食】魅力あるおいしい給食

a) 献立作成

魅力あるおいしい給食のための献立を作成する。合わせて、献立試作室を設置し、献立の研究を行う。

給食センターで調理する献立数は、2献立方式を基本とするが、1献立にも対応できるものとする。さらに食育の観点等から、行事献立等の特別献立も実施する。

b) 給食物資の選定・調達

給食物資は、現在の小学校給食における手法を基本に、物資選定委員会にて、価格だけではなく、安全性や品質等、地産地消を推進する観点もふまえて選定することにより、良質な物資の調達を行う。

c) 調理

調理室は給食の調理に適した調理工程を実現でき、また、幅広い調理方法や効率的な調理が

可能となる調理機器を導入し、食材の持ち味を生かした調理を目指す。

d) 適温提供

温度を保持して提供するために、保温保冷に優れた食缶等を導入する。

(2) 【たしかな給食】いつでも安心して食べられる給食

a) 適切な衛生管理環境

人による汚染拡大を防止し、徹底した衛生管理を図るために、給食ゾーンと職員や来客が出入りする事務ゾーンを明確に区分する。

給食センターはHACCP及びドライシステムを導入し、学校給食衛生管理基準に従い、二次汚染防止の観点から給食ゾーンを汚染作業区域、非汚染作業区域に分けるなど、明確かつ厳密な衛生管理が行える施設とする。また、臭気、防音対策、適切な温湿度管理を行う。

b) 配送

配送は安全に行うこと第一に、調理後2時間以内の喫食ができるよう、計画的・効率的に行う。あわせて、搬出入作業の安全に最大限配慮するとともに、各学校の実情に応じた提供ができるよう検討する。

また、使用するコンテナ等の器具は、衛生管理を徹底できるものとする。

c) 食器

安全性や衛生面、軽量であることの運搬のしやすさ等を考慮して、これまで小学校給食で導入してきた樹脂製食器（PEN食器）を基本とする。

d) 異物混入防止

異物混入防止のために、破損しにくい機器やステンレス製品等、劣化しにくく、つなぎ目部分がない器具等を導入する。

また、建物の構造・設備は、外部からの汚染を受けにくいものとする。

e) 食物アレルギー対応食

食物アレルギー対応食は、アレルゲン物質の混入を防ぐため、食物アレルギー対応食専用調理室・設備を設け、調理する場所を独立した部屋とし、他の調理作業と区分して食物アレルギー対応食を調理できる施設とする。

また、食物アレルギー対応食調理専用の調理機器及び器具も設置する。

f) 事務機能

献立作成や食材選定など、調理現場と連絡調整等、円滑な学校給食運営を図ることのできる施設とするために、事務室を設置する。

(3) 【はぐくむ給食】栄養バランスの整った給食、食育の推進

a) 栄養バランスの整った給食

小学生、中学生のそれぞれの学校給食摂取基準に応じて栄養バランスの整った献立を作成する。

b) 地産地消

給食の食材として積極的に地元産食材を使用し、児童・生徒が地域の食材・食文化への理解を深められるよう、地産地消を推進する。

c) 米飯給食

日本の伝統的な食生活の基本である米飯を中心とした食習慣の形成や、地域の食文化への関心を深めることなどを目的として、これまでの小学校給食と同様、週3回以上を基本に米飯給食を実施する。

d) 給食センターを活用した食育

児童・生徒が学校給食を通じて食の大切さや地域とのつながりを感じ、生涯にわたり健全な食生活を営み、健康の保持増進を図ることができる施設とするため、給食センターに見学コースや研修室を設置するとともに、試食会や調理実習など、給食センターの設備を活用する他ICTを活用し、児童・生徒に食育の取り組みを進める。

また、親子で参加できる取り組みなどを通じて、児童・生徒のみならず保護者等も対象にした食育活動を実施する。

e) 学校と連携した食育

教科や特別活動において、学校給食と関連させた食に関する指導に取り組む。

3.5. 事業方式

事業方式は、設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

契約は、市と応募者の全ての構成企業（構成企業については4.3.1. 参照）との間で締結する。

3.6. 事業スケジュール及び業務範囲

3.6.1. 事業スケジュール

事業者スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和5年11月中旬	仮契約の締結
令和5年12月下旬	本契約の締結（宇治市議会の可決後）
契約締結日～令和8年度早期	施設整備・開業支援期間
令和8年度早期	施設供用開始
供用開始2か月後	契約期間終了

3.6.2. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- (ア) 測量等事前調査業務
- (イ) 各種許認可申請等業務及び関連業務
- (ウ) 設計業務（土地造成詳細設計・建築基本設計・建築実施設計）
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 建設業務（土地造成・外構整備含む。）
- (カ) 調理設備調達・搬入設置業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品等調達業務
- (ケ) 近隣対応・周辺対策業務
- (コ) 完成検査及び引渡し業務

-
- (サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- イ 開業支援業務
- (ア) 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明及び運営に関する助言
- (イ) 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルの作成
- (ウ) 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟のための研修の開催
- (エ) 調理リハーサルの支援
- (オ) 本件施設 PR 用のパンフレット及びイメージビデオ（実際に本件施設で調理している風景の撮影含む）の作成
- (カ) 供用開始後の運営支援
- (キ) 完了検査
- (ク) その他これらを実施する上で必要な関連業務

3.7. 支払条件

市は、本事業の事業者との契約代金を、令和 5 年度の契約締結から令和 8 年度の事業完了までの各年度において、事業者に前払い及び中間払い、精算払い等契約書等に定める条件で支払う。各年度の支払限度額は、市が年度ごとの予算の範囲内で算定した額とする。

その他支払い方法等詳細は、募集要項及び契約書（案）に示す。

3.8. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

3.9. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

4. 事業者の募集及び選定

4.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備及び開業準備支援の各業務において、事業者による効率的・効果的な実施を求めるところから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

4.2. 事業者の募集及び選定の手順

4.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
令和 5年	5月11日（木） 実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
	5月19日（金） 現地見学会
	5月23日（火） 実施方針等に関する質問及び意見の受付期限
	6月9日（金） 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
	6月30日（金） 募集要項等の公表
	7月中旬 現地見学会（予定）
	7月下旬 募集要項等に関する質問受付期限
	8月上旬 募集要項等に関する質問に対する回答期限
	8月下旬 参加資格審査書類の受付期限
	8月下旬 参加資格審査結果の通知
	9月下旬 提案書の受付期限
	10月上旬 提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	11月上旬 優先交渉権者の決定及び公表
	11月中旬 仮契約締結
	12月下旬 本契約の締結（宇治市議会の可決後）

4.2.2. 募集及び選定の手続き等

（1）現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

a) 開催日時

令和5年5月19日（金）午後（14:00から1時間程度）

b) 集合場所

参加希望者に別途通知する。

c) 参加方法等

令和5年5月11日（木）から令和5年5月17日（水）17時00分までに、件名を「（企業名・現地見学会申込）宇治市学校給食センター整備事業」とし、現地見学会参加申込書（様式1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で実施方針等の配布は行わない。なお、参加申込書を提出していない者は参加できないものとし、集合場所等については、参加希望者に通知する。

メールアドレス：gakkoukanrika@city.uji.kyoto.jp

d) 留意事項

- ア 会場は全面禁煙とする。
- イ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

a) 受付期間

令和5年5月11日（木）から令和5年5月23日（火）17時00分まで

b) 受付方法

件名を「（企業名・質問書）宇治市学校給食センター整備事業」とし、実施方針等に関する質問及び意見書（様式2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

メールアドレス：gakkoukanrika@city.uji.kyoto.jp

4.2.3. 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和5年6月9日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4.2.4. 募集要項等の公表以降の手続き

募集要項等を公表した以降の手続きについては、募集要項等で提示する。

4.3. 応募者が備えるべき参加資格要件

4.3.1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 応募者は、市の求める性能を備えた本件施設の施設整備及び開業支援を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループとする。
- イ 応募者は、設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、調理設備調達を担当する企業（以下「調理設備企業」という。）により構成するものとする。ただし、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）なお、設計企業と工事監理企業を一企業が兼ねる場合においては、同一の管理技術者が設計業務と工事監理業務を兼ねることは不可とする。

-
- ウ 応募者は、構成企業のうち、建設企業の中で建築工事の代表者を務める企業を代表企業として定める。代表企業は、応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る構成企業間の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類等の提出及び市からの通知、契約代金の支払い等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。
 - エ 構成企業及び構成企業と資本面又は人事面で関係のある者は、他の応募者の構成企業になることができないものとする。

4.3.2. 構成企業の個別参加資格要件

応募者の各構成企業は、参加資格確認日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(1) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録及び建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）の規定に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (イ) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 25 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 25 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 m²以上の公共施設（竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

(2) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 25 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 25 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 m²以上の公共施設（竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。

(3) 建設企業

建設企業は、①建築工事代表者と③代表者以外の構成員による甲型特定建設工事共同企業体（以下「建築 J V」という。）と、②土木工事代表者と④代表者以外の構成員による甲型特定土木工事共同企業体（以下「土木 J V」という。）による、建築 J V と土木 J V による異業種特定建設工事共同企業体（以下「乙型 J V」という。）とする。

なお、すべての企業は以下（ア）（イ）の要件を満たすものとし、監理技術者を配置する企業は、以下（ウ）の要件を満たすものとする。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築工事を担当する企業が建築一式工事を、土木工事を担当する企業が土木工事一式につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建築工事を担当する企業が宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 常勤の自社社員で 3 か月以上の雇用関係にある建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に基づく監理技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置できること。

また、各建設企業の参加条件は以下を満たすものとする。

① 建築工事代表者

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、建築工事一式の総合評定値が 1,500 点以上であること。

平成 25 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 m² 以上の公共施設の施工を元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が 3 社以上で 20% 以上出資した者、2 社で 30% 以上出資した者については実績とみなす。

② 土木工事代表者

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、土木工事一式総合評定値が 1,000 点以上であること。

③ 建築工事代表者以外の構成員

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、建築工事一式の総合評定値が 850 点以上の市内本店企業であること。

④ 土木工事代表者以外の構成員

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、土木工事一式の総合評定値が 870 点以上の市内本店企業であること。

なお、①・②の参加条件を同時に満たす場合は、1 社が①と②を兼ねることもできるが、③と④の構成員については、1 社が兼ねることを認めない。

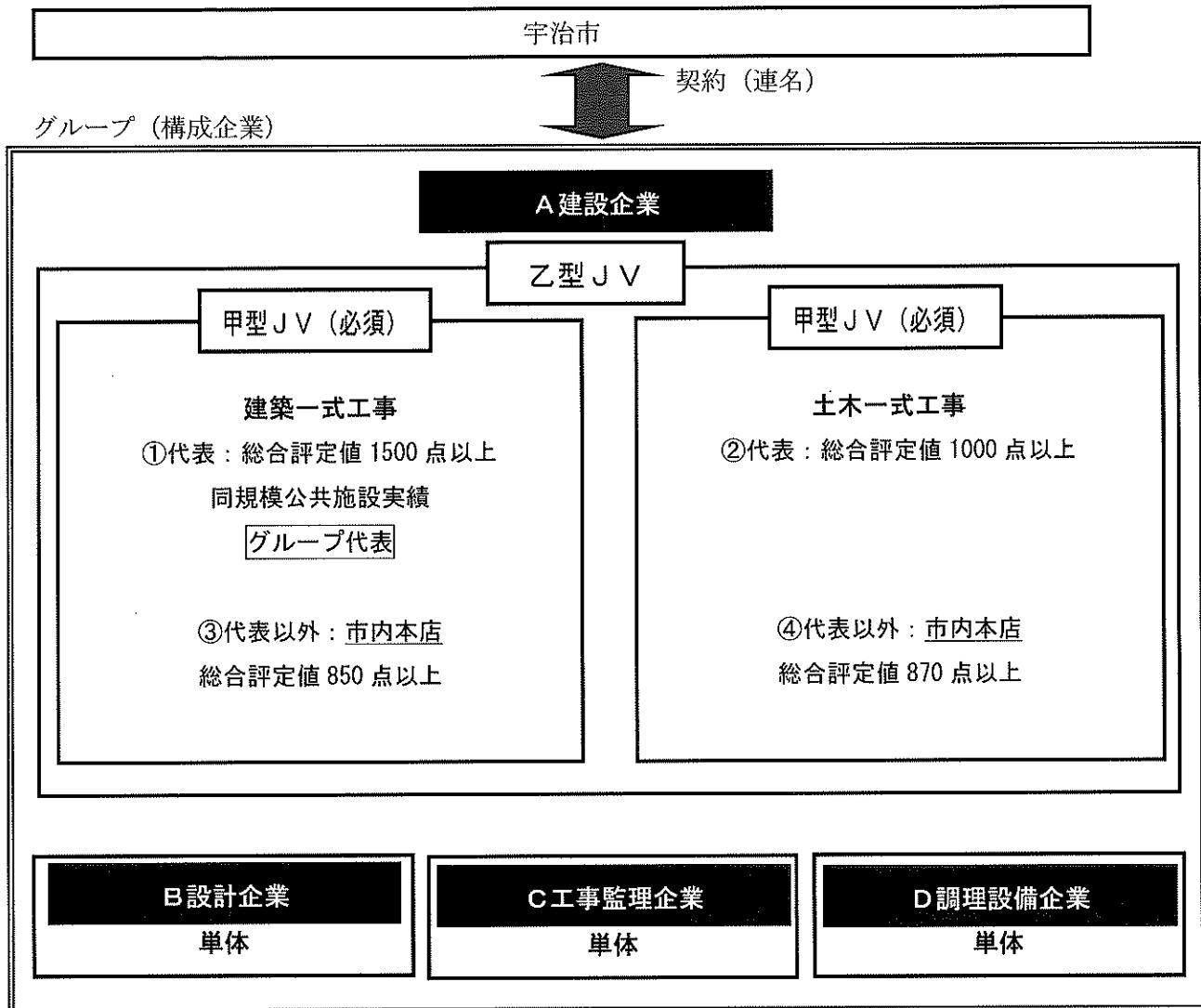
また、参加資格の要件を満たした上で、さらに市内企業を参加させることについて期待する。これについては提案審査の基準に盛り込むことを予定する。

(4) 調理設備企業

調理設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 平成 25 年 4 月以降に提供食数が 3,000 食/日以上のドライシステムの学校給食センターの調理設備調達を元請として完了した実績を有していること。

【事業スキーム】



- グループ全体の代表企業は建築一式工事の代表①とする。
- 同一業者が①、②を兼ねることは認める。
- 同一業者が③、④を兼ねることは認めない。
- 同一業者が①と B を兼ねること、B と C を兼ねることは認める。ただし同一の管理技術者が設計業務と工事監理業務を兼ねることは不可とする。
- 同一業者が①と C を兼ねることは認めない。
- 市内業者参加をはかる観点から、「建築一式工事」「土木一式工事」には市内本店企業を参加させるものとする。
その他、さらに市内本店企業を参加させることについては、採点で評価する予定としている。

4.3.3. 構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する場合。
- イ 「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格停止中の場合。
- ウ 契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が従わない等契約の履行が著しく不誠実

である場合。

- エ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により構成企業の下請契約関係等が不適切であることが明確である場合。
 - オ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。
 - カ 会社更生法による更生手続開始の申立等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。ただし、更生手続の開始決定がなされた場合は制限対象としない。
 - キ 民事再生法による再生手続開始の申立等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。ただし、再生手続の開始決定がなされた場合は制限対象としない。
 - ク 契約を履行するにあたり、安全管理等に関し労働基準監督署等から改善の指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合。また、仕様書・設計図書類での指示、監督職員の指示に従わない状態が継続し、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合。
 - ケ 賃金不払に関する厚生労働省等関係行政機関からの通報が宇治市長に対してある等、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合。
 - コ その他関係業法に違反し、関係行政機関等からの情報により契約の相手方として不適当であると認められる場合。
 - サ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
- 本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
- ・株式会社新日本コンサルタント 富山県富山市奥田新町1番23号
 - ・内藤・きさくさ法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル10階

4.3.4. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、市内企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。なお、市内企業の活用等の地域経済への配慮については、提案審査の評価に盛り込むことを予定する。

4.3.5. 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結の日までの間に、参加者の構成企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成企業のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成企業のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

4.4. 審査及び選定に関する事項

4.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、応募者が提出した提案書の審査を行うため、学識経験を有する者等で構成する宇治市学校給食センター検討委員会（以下「検討委員会」とする。）を設置する。検討委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、検討委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。また、審査にあたり、応募者からのヒアリングを実施する。

4.4.2. 審査の方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加資格審査申請書類提出者に通知する。

(2) 提案書審査

「事業者選定基準」に従って、検討委員会において提案書等の審査を行い、その結果を市長に報告する。市長は、検討委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、審査は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに行う。

(3) 審査事項

審査事項は、今後「事業者選定基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は公表する。

(5) 応募書類等の取り扱い

a) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲で他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。優先交渉権者の提案書の一部又は全部、他の応募者の提案書の一部を市が公表する場合は、応募者と協議の上、公表内容を決定する。

なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設計方法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失又は損害を補償又は賠償しなければならない。

5. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

5.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高い業務の履行を目指すものである。したがって、施設整備及び開業支援の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

なお、用地については、令和5年4月1日時点の所有者は、国（法務省）となっており、今後、財務省において、売却手続きを進められる予定となっている。取得に向けて、市が購入手続きを入っていくことを予定している。

5.2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表「リスク分担（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、今後、契約書（案）に示すものとする。

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	応募手続	1	募集要項等の誤り	<input type="radio"/>	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	<input type="radio"/>	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		<input type="radio"/>
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		<input type="radio"/>
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	<input type="radio"/>	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	<input type="radio"/>	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		<input type="radio"/>
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	<input type="radio"/>	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		<input type="radio"/>
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		<input type="radio"/>
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	<input type="radio"/>	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		<input type="radio"/>
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	<input type="radio"/>	
	物価変動	14	事業期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用増減	<input type="radio"/>	
	本事業の中止・延期	15	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	<input type="radio"/>	
		16	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		<input type="radio"/>
	構成企業の能力不足等	17	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		<input type="radio"/>
	不可抗力	18	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中止に伴う増加費用その他の損害に関するものの内、一定の金額を超える部分、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	<input type="radio"/>	
		19	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中止に伴う増加費用その他の損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		<input type="radio"/>
契約前	応募費用	20	本事業への応募に係る費用		<input type="radio"/>
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		<input type="radio"/>
		22	議会の議決が得られないことによる契約締結遅延等（※）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	<input type="radio"/>	

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				市	事業者
施設整備 （設計）	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		31	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
施設整備 （建設）	用地の確保	32	本件施設用地の確保に関するもの	○	
		33	本件施設用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	34	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		35	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	36	市が公表した資料から予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	37	市の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	39	市の帰責事由によるもの	○	
		40	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	41	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	42	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	43	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○

(※) 事由の如何を問わず事業者及び市は自らに発生する費用を負担する

5.3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項に添付する契約書（案）において定めるものとする。

6. その他事業の実施に関し必要な事項

6.1. 議会の議決

債務負担行為の設定に関しては、宇治市議会令和5年3月定例会において議決されている。また、市は、契約締結に関する議案を宇治市議会令和5年12月定例会に提出する予定である。

6.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供等は、適宜、市ホームページ等により行う。

6.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

6.4. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

6.5. 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

宇治市教育委員会 教育部 学校管理課

担当：宮山

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話：0774-20-8756

メールアドレス：gakkoukanrika@city.uji.kyoto.jp